

公益財団法人安浦町生涯学習振興財団の解散及び今後の対応について

公益財団法人安浦町生涯学習振興財団（以下「財団」といいます。）は、令和8年6月22日開催の財団評議員会において、定款を変更し、存続期間の満了する令和9年3月31日の翌日である令和9年4月1日をもって解散することが決定されましたので、その経緯及び今後の対応について報告します。

なお、本市としては、財団の解散後においても、財団が実施してきた文化・生涯学習事業の継続性の確保を最優先に対応を進めていきます。

1 財団の概要及びこれまでの役割

財団は、平成5年3月に旧安浦町において、生涯学習の進展・助成を通じて生きがいと活力のあるまちづくりの振興に寄与することを目的として設立されました。平成17年3月に本市との合併により、本市が100パーセントを出えんする外郭団体となって以降、財団は本市からの委託料を主たる財源として、地域に根ざした「安浦ミュージカル」を始め、文化講演会やコンサート、高齢者を対象とした「友愛大学」の運営などの事業を継続し、安浦地区における文化振興・生涯学習の拠点としての役割を果たしてきました。

特に、財団設置以降、地域住民が身近な場所で優れた文化芸術に触れる機会を提供し、生涯学習活動に精力的に取り組んできた実績は、地域の財産として評価できるものです。

設 立 日	平成5年3月26日	合併による引継	平成17年3月20日	公益法人化	平成24年4月1日
出資による権利	106,230,000円（出えん金）		事業体制	(1)公益目的事業 (2)収益目的事業	
主な公益目的事業	(1)講演会, コンサート等の公演・映画鑑賞会 (2)友愛大学運営 (3)広報事業 (啓発冊子の発行等)				
本市からの委託料累計	平成17年度～令和8年度(22年間)合計 296,459,440円 (令和8年度: 10,500,000円)				

2 解散決定に至る経緯

本市との合併以降、財団の在り方については、他の公益財団法人との事業体制の相違、生涯学習センター・まちづくりセンターとの役割重複といった課題が、市議会決算特別委員会等において繰り返し指摘されてきました。

こうした中、本市は、平成22年度に設置した「財団法人組織体制検討委員会」から、「呉市文化振興財団、蘭島文化振興財団及び安浦町生涯学習振興財団については、将来的に統合することが適当である」との答申を受け、平成23年度に「呉市教育委員会所管特例財団法人の今後のあり方に関する基本方針」を策定し、当該3財団法人の将来的な統合に向けた検討を開始しました。

その後、本市と財団は継続的に協議を重ねましたが、財源の大部分を本市委託料に依存する構造から脱却することは困難であり、コロナ禍以降、事業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、「集客困難・事業意義の減少」を主な理由として、令和8年2月の理事会において財団理事長より解散の意向が表明され、同年6月の評議員会における定款変更の承認をもって、財団の解散が決定されたものです。

時 期	検 討 内 容
平成17年3月～	本市と安浦町の合併に伴い、財団を引継ぎ
平成23年3月	財団法人組織体制検討委員会が、財団の在り方について「将来的に統合が適当」と答申
平成23年度	市教育委員会が「呉市教育委員会所管特例財団法人の今後のあり方に関する基本方針」を策定
平成24年4月	公益法人制度改革に対応し、公益財団法人へ移行
平成26年4月～	公民館のまちづくりセンター移行・生涯学習センター設立に伴い、財団との役割分担を検討・協議
令和元年度	平成13年から通算18回開催された「安浦ミュージカル」がコロナ禍により中止、以後未実施
令和8年2月	財団理事会において「集客困難・事業意義の減少」を理由として、財団理事長が解散の意向を表明
令和8年6月	財団評議員会で定款変更（存続期間満了）を承認し、解散を決定

3 解散の理由

財団の解散は、次の課題を総合的に勘案した結果として判断されたものです。

(1) 運営面の課題

本市が出えんする他の公益財団法人（公益財団法人呉市文化振興財団（以下「文化振興財団」といいます。）・公益財団法人蘭島文化振興財団）が施設管理及び自主事業を担うのに対し、財団はこれらを行わず委託事業のみを行っているため、集客困難やコスト増によりその維持が困難となっていること。

(2) 社会情勢の変化

財団主催事業に対する安浦地区住民のニーズが低下していること及び当該事業に市外（東広島市・竹原市）住民の利用が一定割合を占めていること。

(3) 市内他地域との格差

文化振興財団が市内で広く出張公演を行うアウトリーチ事業など全市的な事業を実施しているのに対し、財団は安浦地区だけで事業を実施しているため、安浦地区と他の地区との間に格差が生じていること。

(4) 事業意義の減少

コロナ禍以降、財団の存在意義である「安浦ミュージカル」や「きらめき音楽館」等の独自で特色ある事業が中断又は縮小をしており、独立した法人として存続させる正当性・意義が失われていること。

4 今後の対応（事業承継方針）

財団の解散に伴い、これまで財団が担ってきた事業について、住民サービスの継続性を確保する観点から、次のとおり承継・整理を進めます。単なる廃止に終わらせることなく、事業の性質に応じて適切な実施主体へ引き継ぐことを基本方針とします。

事業区分	承継・対応方針
文化講演会・コンサート・映画鑑賞会運営事業（各年1回程度）	文化振興財団に移管する方向で交渉・協議を行います。なお、呉信用金庫ホールの大規模改修期間中は、文化振興財団による市内全域へ出張公演（移動型 呉信用金庫ホール「まちかど公演」）として、きらめきホールを活用して実施することを予定しています。
きらめき音楽館（年6回程度）	安浦まちづくりセンターで活動する各種団体等による実行委員会方式の主催事業として整理する方向で協議を行います。
友愛大学運営事業	事業は廃止しますが、学生（会員）が自主サークルとしての生涯学習を継続できるように、活動や発表の場として安浦まちづくりセンターの利用を協議します。

今後、財団による解散手続の進行にあわせ、代替事業の具体的な実施方法・実施主体を確定させ、利用者を始めとする関係者との調整を図っていきます。

5 職員の処遇及び財産の取扱い

(1) 職員の処遇

財団の解散は職員（2名）の雇用に直接影響を及ぼすことから、その雇用の安定に最大限配慮することを基本方針とします。

具体的には、事業の承継先である文化振興財団や、市内まちづくりセンター等における受入れの可能性を含め、本人の意向を丁寧に確認しながら、関係者と協議の上、適切に対応していきます。

(2) 残余財産の取扱い及び清算手続

財団の解散後は、法令及び定款の定めに基づき清算手続を行います。財団の残余財産としては、出えん金106,230千円があり、清算に係る司法書士への事務委託料等の清算費用は、この残余財産の中から支弁します。清算費用を控除した後の残余財産の帰属については、定款の定めるところにより処理することとなり、その処分に当たっては広島県の認可を要します。清算手続は司法書士の関与の下、適正に進めることとし、その進捗及び結了については、改めて報告します。

6 今後のスケジュール（予定）

時 期	対 応 内 容
令和9年3月定例会	令和9年度当初予算（文化振興財団への委託料等）を計上
令和9年3月31日	財団の存続期間の満了
令和9年4月1日～	財団の解散・清算手続の開始
清算結了後	財団の清算の進捗・結了について最終報告